

## 令和6・7年度 競争入札参加資格審査申請書提出要領 【令和6年度 定時受付分（上下水道局独自受付）】

徳島市上下水道局が発注する上水道施設に関する漏水又は管内調査、流量及び水圧測定業務（以下、「上水道管路調査業務」という。）、下水道施設に関する巡視、点検、調査に関する業務（以下「下水道管路調査業務」という。）の業務委託契約に係る入札に参加を希望する者は、次のとおり競争入札参加資格審査申請書を提出してください。

令和5年度の資格審査申請より、漏水調査業務から管路調査業務へ名簿の名称変更し、下水道調管路査業務の受付を新設しております。（既に、漏水調査業務の有資格者名簿に登録されている業者は、管路調査業務に引き継いで登録されます。）この要領を確認の上、誤りが無いように申請書類を提出してください。なお、資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、上水道管路調査業務及び下水道管路調査業務（以下、「上下水道管路調査業務」という。）の競争入札有資格者名簿に登載いたします。

- 1 申請書受付期間** 令和6年1月9日～令和6年1月24日  
※ 期間中の土日、祝日は除きます。
- 2 資格有効期間** 令和6年6月1日～令和8年5月31日【2年間】
- 3 提出先** 徳島市上下水道局総務課契約係  
(住所) 〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4  
上下水道局本庁舎2階
- 4 提出方法** 郵送または持参（ただし、書類不備の場合は受理しません。）  
※ 持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時までの間は除きます。）となります。  
※ 郵送の場合は、令和6年1月24日までの消印有効となります。  
(封筒に「競争入札参加希望申請書在中」と記載してください。)
- 5 提出書類** 次のとおり提出してください。

### (1) 提出書類（A4サイズ）及び提出部数一覧表

提出書類名	部数
① 一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書 [別記様式第1号]	1部
② 登記事項証明書（法人）又は身分証明書（個人）（写し可）	
③ 財務諸表類（直前1年度分、現況報告書で可）	
④ 納税証明書（国は未納無し。県・市は直前2年間分）（写し可）	
⑤ 業務履行実績調書（直前2年間分） [別記様式第2号]	
⑥ 特殊車両所有状況等報告書（下水道管路調査業務のみ） [別記様式第3号]	

⑦ 登録証明書	(写し可)
⑧ 技術職員名簿	[別記様式第4号]
⑨ 暴力団排除に関する誓約書	[別記様式第5号]
⑩ 委任状 (県外業者で年間委任者を設定する場合のみ)	
⑪ 徳島県内の営業所等届出書 (県外業者のみ)	[別記様式第6号]

※ 提出書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

## (2) 提出書類の注意事項

- ア 各証明書類は申請書提出時の直前3カ月以内の発行のものとし、写しは鮮明なものを提出してください。
- イ 申請書及びその添付書類に虚偽の記入をした者は、競争入札に参加できなくなるので、必ず事実に基づいて記入してください。

## (3) 各提出書類の説明

### ① 一般競争入札 (指名競争入札) 参加資格審査申請書

- ア 「年月日」の欄にはこの申請書の提出日を記入してください。(郵送の場合は、発送日を記入してください。)
- イ 「郵便番号」及び「所在地」の欄には主たる営業所(本社・本店)の所在地と郵便番号を記入してください。
- ウ 「代表者氏名」の欄での氏名(フリガナを含む。)については、姓と名との間は1文字あけてください。
- エ 「電話番号」及び「FAX番号」の欄は、必ず主たる営業所の所在地(本社・本店)の番号を記入してください。
- オ 「書面作成者」は、この申請に関する連絡及び問い合わせ等の窓口となる担当者の氏名及び電話番号を記入してください。
- カ 参加を希望する業務について、希望する業務欄に○をしてください。

### ② 登記事項証明書(法人)又は身分証明書(個人)

- ア 法人の場合は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)、個人の場合は本籍地市町村発行の身分証明書を提出してください。
- イ 登記事項証明書は、申請日時点で添付できる最新の内容の書類を提出し、その他の書類も、提出する登記事項証明書の内容にあわせて記入してください。
- ウ 登記事項証明書の内容に変更があり、変更後の内容が記入された登記事項証明書が事務手続き上、受付期間内に提出できない場合は、変更前の内容の登記事項証明書を添付し、その他の書類も登記事項証明書の内容のとおり記入して提出し、変更後の登記事項証明書が取得でき次第、早急に変更届を提出してください。

### ③ 財務諸表類(直前1年度分、現況報告書で可)

- ア 申請日直前1年度分の決算に係る次の書類を提出してください。
- ・法人の場合 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記表
  - ・個人の場合 貸借対照表、損益計算書

イ 事業に関する登録機関（国交省など）に決算期が終了した場合に提出することになっている現況報告書で定められた様式がある場合は、それを使用して作成してください。

様式が定められていない場合は、税務申告で使用した様式を流用して作成、又は建設業法施行規則に定める財務諸表様式を使用して作成してください。

ウ 受付期間中に申請日直前1年の事業年度の財務諸表の作成が完了していない場合は、その前年度の財務諸表を提出してください。

#### ④ 納税証明書（国は未納無し。県・市は直前2年間分）

申請日直前1年の各事業年度における次に該当するもの（写し可）を提出してください。課税が無い場合もその旨の証明書が必要です。

なお、イ・ウの証明書については、徳島市内に営業所を有する場合は必ず提出してください。（徳島市内に営業所を有しない場合は、アの証明書のみ提出してください。）

ア 所轄税務署発行の「法人税」（法人の場合）又は「所得税」（個人の場合）及び「消費税及び地方消費税」について未納額が無いことを証する書面（様式その1、その3、その3の2、その3の3のいずれか）

イ 徳島県発行の「法人県民税」、「法人事業税」、「地方法人特別税」（法人の場合）又は「個人事業税」（個人の場合）について未納額が無いことを証する書面

ウ 市町村発行の「法人市町村民税」（法人の場合）又は「市町村民・県民税」（個人の場合）及び「固定資産税」について、未納額が無いことを証する書面

#### ⑤ 業務履行実績調書（直前2年間分）

参加を希望する業務（上水道管路調査業務又は下水道管路調査業務）について作成してください。（両業務を希望する場合は、両業務の提出可）なお、業務履行実績がない場合は、この書類の提出は必要ありません。

ア 記載の対象は、申請日直前2年間の主な完成業務及び申請日直前2年間に着手した未完成業務です。

イ 業務詳細（規模）の欄には、上水道管路調査業務の場合は個別音調調査戸数、路面音調調査距離及び総調査距離等を、下水道管路調査業務の場合は、下水道施設に関する巡視、点検、調査の施設種別、施設数、総延長距離等がわかる履行内容を記載してください。

ウ 「請負代金の額」の欄については、消費税抜きの金額を記載してください。

エ 本表が一枚で終わらない場合は、同一の様式を用いて引き続き記載してください。

#### ⑥ 特殊車両所有状況等報告書（下水道管路調査業務のみ）

下水道管路調査業務を希望し、次の車両を所有している場合は実物写真（車検証と照合できる自動車登録番号が写っていること）、車検証（自社を車両の所有者又は使用者として登録しており、申請日において有効期間を有すること。）及び特定自主検査記録表（報告書）を提出してください。なお、所有していない場合も「該当なし」と記入して提出してください。

- ・本管テレビカメラ搭載車（直視側視式）
- ・強力吸引者又は揚泥車
- ・高圧洗浄車（最高圧力1.5MPa以上）

#### ⑦ 登録証明書

次の協会に登録されている方は、その登録証等を提出してください。

##### 【上水道管路調査業務】

- ・一般社団法人 日本水道管路管理協会

- ・全国漏水調査協会
- ・日本漏水調査システム協会

【下水道管路調査業務】

- ・公益社団法人 日本下水道管路管理業協会
- ・公益社団法人 日本下水道協会

⑧ 技術職員名簿

ア 申請日の前日における上下水道管路調査業務に従事する技術職員（代表者を含む。）について、勤続年数及び実務経験年数を記入してください。

イ 技術職員が保有する資格があれば記入し、その認定証の写しを提出してください。

【保有資格例】

下水道管路調査業務に係る資格

- ・下水道管路管理総合技士、下水道管路管理主任技士、下水道管路管理専門技士[調査部門]、下水道管路管理専門技士[清掃部門]（日本下水道管路管理業協会）
- ・下水道管理技術認定[管路施設]（日本下水道事業団）
- ・酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
- ・産業洗浄技能士[高圧洗浄作業]（都道府県職業能力開発協会）

上水道管路調査業務に係る資格

- ・漏水調査技術者主任技師（全国漏水調査協会）

ウ 技術職員は直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する資料が必要となりますので、次のいずれかの写しを提出してください。なお、社会保険及び雇用保険に加入していない職員は常勤の職員として認められませんので、ご注意ください。

【法人及び従業員 5 人以上の個人事務所】

- ・社会保険標準報酬決定通知書及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

【従業員 4 人以下の個人事務所】

- ・健康保険被保険者証及び雇用保険被保険者資格取得等確認通知書

※ いずれの場合も雇用保険の加入が適用除外の方はこの限りではありません。

※ 後期高齢者医療制度に移行されている方については、次のいずれかの写しを提出してください。

- ・住民税特別徴収税額通知書の写し
- ・源泉徴収簿あるいは源泉徴収票の写し

※ 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和 2 年 10 月 1 日施行）により、申請時には告知要求制限の対象となる被保険者等記号・番号等をマスキングを施した写しを提出してください。

※ 業者名の記載がない場合は、健康保険組合等から加入証明書の交付を受けてください。

⑨ 暴力団排除に関する誓約書

「年月日」の欄は、審査申請書の提出日と同じ日付としてください。

⑩ 委任状（県外業者で年間委任者を設定する場合のみ）

年間委任は、代表者による直接委任のみ受け付けます。受任者（支店長等）から更に委任（営業所長等）したものは受け付けしません。なお、年間委任は入札・契約に関する事項のみです。

※ 徳島市の『建設工事』又は『建設工事に関する調査、測量及び設計業務等』の入札参加資格に申請している又は登録済みの場合、各業務の受任者は同一の者でお願いします。

※ 委任期間は、令和 6 年 6 月 1 日～令和 8 年 5 月 31 日【2 年間】となります。

※ 代表者の押印が必要となりますので、必ず記名・押印の上、提出してください。

⑪ 徳島県内の営業所等届出書（県外業者のみ）

申請日現在、徳島県内に営業所等を有する場合に提出してください。

(4) 受付受理書について

ア 受付受理書が必要な者は5-(3)-①の書類に受付印を押印の上、返信します。各自で用意したもので構いません。

イ 郵送により申請書類を提出する場合は、返信先を記入した「はがき」又は「封筒」を必ず同封（返信に必要な切手を貼付）してください。返信用封筒等が用意されていない場合は返信できません。

ウ はがきの場合は、当局の受付受理書の代わりとして使用することとし、受付印を押印の上、返信します。また、封筒の場合は当局作成の受付受理書を郵送するために使用します。

(5) 提出書類のつづり方

提出書類一覧を順番にファイル（A4サイズ・色は任意）に綴じ、背表紙に「令和6・7年度 競争入札参加資格審査申請書」及び「商号又は名称」を記入して提出してください。

6 注 意 事 項

- ・ 持参の場合は、記載内容を説明できる方がお越しくください。
- ・ 郵送の場合は、記載内容を十分ご確認の上、早期に提出してください。もし記載内容に誤りがあった場合、追加書類の提出及び訂正にお越しいただくことがあります。
- ・ 書類提出後において、記載事項に変更があった場合は、直ちに変更届（別に定める様式によるもの）を提出してください。

【問い合わせ先】

○徳島市上下水道局 総務課契約係

住所：〒770-0808 徳島市南前川町5丁目1番地の4（上下水道局本庁舎2階）

電話：088-623-2092

○この要領は徳島市上下水道局ホームページにも掲載しておりますのでご覧ください。

上下水道局ホームページアドレス

[http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa\\_kyodo.html](http://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/business/keiyaku/shinsa_kyodo.html)

（トップページ→上下水道局→事業者の皆さまへ→入札・契約情報→競争入札参加資格審査申請について）